

《 福 山 市 か ら の お 知 ら せ 》

震災、風水害等により 被害を受けられた方に対する主な支援制度

２０２５年度（令和７年度）版

（２０２５年（令和７年）４月１日現在）

見舞金等

住居の損害程度等により、次の支給を受けることができます

◆ 災害見舞金・災害弔慰金

- 住居の全壊 金 １０万円
- 住居の半壊 金 ５万円
- 床上浸水 金 ３万円
- 土砂流入（※住居床下部分への流入） 金 １万円
- 負傷（療養期間１月以上） 金 ５万円
- 死亡 金 ２０万円

〔問い合わせ〕

福祉総務課 ９２８－１０４５ 松永保健福祉課 ９３０－０４１０
北部保健福祉課 ９７６－８８０３ 東部保健福祉課 ９４０－２５７２
神辺保健福祉課 ９６２－５００５
沼隈支所（保健福祉担当）９８０－７７０４
新市支所（保健福祉担当）（０８４７）５２－５５１５

◆ 日赤災害救援物資

- 毛布（被災者１人につき）１枚
- 安眠セット＜キャンピングマット、枕、アイマスクほか＞
（被災者１人につき）１セット
- バスタオル（被災者１人につき）１枚
- 寝衣（被災者１人につき）１セット
- 緊急セット＜歯ブラシ、携帯ラジオ、懐中電灯ほか＞
（被災世帯あたり）４人まで １セット
５人以上 ２セット以上

〔問い合わせ〕

福山市社会福祉協議会 総務課 ９２８－１３３０

制 度

損害の程度により税金等の減免が受けられる場合があります

◆ 市民税の減免

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、市民税の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

市民税課 ９２８－１０２０

◆ 固定資産税等の減免

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、被災日以降に到来する納期限に係る固定資産税、都市計画税の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

資産税課 ９２８－１０２３

◆ 国民健康保険税等の減免

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

- ・国民健康保険税の減免
- ・一部負担金の減免

〔問い合わせ〕

保険年金課 ９２８－１０５５ 松永市民サービス課 ９３０－０４０２
北部市民サービス課 ９７６－８８０２ 東部市民サービス課 ９４０－２５７６
神辺市民サービス課 ９６２－５０１１ 沼隈支所（市民担当）９８０－７７０３
沼隈支所（内海支所）９８６－３１１１
新市支所（市民担当）（０８４７）５２－５５１４

◆ 国民年金保険料の免除

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、保険料の免除を受けられる場合があります。ただし、災害対象年月によって免除期間が異なります。

〔問い合わせ〕

保険年金課 ９２８－１０５２ 松永市民サービス課 ９３０－０４０２
北部市民サービス課 ９７６－８８０２ 東部市民サービス課 ９４０－２５７６
神辺市民サービス課 ９６２－５０１１ 沼隈支所（市民担当）９８０－７７０３
沼隈支所（内海支所）９８６－３１１１
新市支所（市民担当）（０８４７）５２－５５１４

◆ 後期高齢者医療保険料等の減免

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

- ・後期高齢者医療保険料の減免
- ・一部負担金の減免

〔問い合わせ〕

保険年金課 ９２８－１４１１ 松永市民サービス課 ９３０－０４０２
北部市民サービス課 ９７６－８８０２ 東部市民サービス課 ９４０－２５７６
神辺市民サービス課 ９６２－５０１１ 沼隈支所（市民担当）９８０－７７０３
沼隈支所（内海支所）９８６－３１１１
新市支所（市民担当）（０８４７）５２－５５１４

◆ 障がい福祉サービス等の減免

震災、風水害等により半壊以上の損害を受けたとき、障がい福祉サービス等利用者負担の免除を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

障がい福祉課 ９２８－１２０８

◆ 特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外

震災、風水害等により住宅、家財、その他の財産の被害金額がその価格のおおむね２分の１以上の損害を受けたとき、所得制限の適用除外が受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

障がい福祉課 ９２８－１０６３

◆ 重度心身障がい者医療費の受給に係る所得制限の適用除外

震災、風水害等により住宅の全壊又は床上浸水以上の損害を受けたとき、所得制限の適用除外が受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

障がい福祉課 ９２８－１０６３

◆ 身体障がい者自動車改造費給付要件の緩和

当事業の給付を受けて改造した自動車が、震災、風水害等により損傷・使用不可能となり、新たに改造する場合は、２年間経過していなくても給付が受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

障がい福祉課 ９２８－１０６３

◆ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の助成要件の緩和

当事業の助成を受けて購入した補聴器を震災、風水害等により亡失・毀損し買い替える場合は、耐用年数が５年を経過していなくても助成の対象となる場合があります。

〔問い合わせ〕

障がい福祉課 ９２８－１０６３

◆ 障がい者（児）の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和

当事業で給付を受けた補装具・日常生活用具を震災、風水害等により亡失・毀損したときは、耐用年数等にかかわらず、給付を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

障がい福祉課 ９２８－１０６３

◆ 障がい者（児）の補装具・日常生活用具等に係る自己負担額の減免

震災、風水害等により住居の全壊又は床上浸水の被害を受けたときに、補装具・日常生活用具購入等に係る自己負担額が減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

障がい福祉課 ９２８－１０６３

◆ 心身障害者扶養共済制度の掛金の減免

震災、風水害等により家屋が著しい損害を受け、①市民税免除世帯若しくは②市民税２分の１以上の減額世帯又は①②と同程度と認められた世帯は、掛金の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

障がい福祉課 ９２８－１０６３

◆ 介護保険料等の減免

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、次の減免を受けられる場合があります。

- ・１号（６５歳以上）被保険者の保険料の減免
- ・介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス利用者負担の軽減

〔問い合わせ〕

介護保険課 ９２８－１１６６ 高齢者支援課 ９２８－１１８９
松永保健福祉課 ９３０－０４１０ 北部保健福祉課 ９７６－８８０３
東部保健福祉課 ９４０－２５７２ 神辺保健福祉課 ９６２－５００５
沼隈支所（保健福祉担当） ９８０－７７０４
新市支所（保健福祉担当）（０８４７）５２－５５１５

◆ 水道料金・下水道使用料及び集落排水処理施設使用料の減免

床上浸水以上の損害を受けたとき、水道料金・下水道使用料及び集落排水処理施設使用料の減免を受けられる場合があります。

〔問い合わせ〕

上下水道局お客さまサービス課 ９２８－１５２８

裏面に続く

◆ 保育所等保育料・市立高等学校授業料の減免

住宅、家財又は財産について全壊、半壊又はこれらに類する損害を受けたときや床上浸水以上の損害を受けたとき、保育所等保育料・市立高等学校授業料の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ]

(保育所等保育料) 保育施設課 ９２８－１０４７
(高等学校授業料) 福山中・高等学校 ９５１－５９７８
※保育所等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業

◆ 放課後児童クラブ利用料の減免

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、被災月以降の放課後児童クラブ利用料の減免を１２か月以内で受けられる場合があります。

[問い合わせ]

保育施設課 ９２８－１１１４

◆ 建築確認等手数料の減額の減免

震災、風水害等により一定程度以上の損害を受けたとき、被災者自ら使用するために建築する場合で、り災後２年以内に申請するときは、確認、検査等の申請手数料の減免を受けられる場合があります。

[問い合わせ]

建築指導課 ９２８－１１０３

資金の融資を受けることができます

◆ 生活福祉資金貸付（福祉資金）

[対 象]

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯において、災害を受けたことにより、臨時に必要な経費の貸付けを受けられる場合があります。

[問い合わせ]

福山市社会福祉協議会 貸付相談センター ９２８－１３４８

◆ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（住宅資金）

[対 象]

母子・父子・寡婦家庭の方で住宅の建設・購入・補修をする場合

[問い合わせ]

ネウボラ推進課 ９２８－１０５３

◆ 災害復興住宅融資

住宅に被害を受けた方に対して、災害復興住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資の相談を行います。

また、公庫融資を受けて現在返済中の方について、返済方法に関する相談も行います。

[問い合わせ]

独立行政法人住宅金融支援機構 ０１２０－０８６－３５３
お客様コールセンター

子どものために次の支給を受けることができます

◆ 保育施設児童に対する保育用品の支給

[対 象]

浸水等により、なくなったり使えなくなった保育施設児童の出席ノート

[問い合わせ]

保育指導課 ９２８－１０４９

◆ 児童・生徒に対する教科書の支給

[対 象]

浸水等により、なくなったり使えなくなった福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒の教科書

[問い合わせ]

学事課 ９２８－１１６９

◆ 児童・生徒に対する学用品費等の援助（就学援助費）

[対 象]

震災、風水害等により、一定程度以上の損害を受けた小学校、中学校及び義務教育学校に就学する児童・生徒の保護者

[問い合わせ]

学事課 ９２８－１１６９

証 明

被害状況の証明を受けることができます

◆ り災証明書、被災証明書

[問い合わせ]

福祉総務課 ９２８－１０４５ 松永保健福祉課 ９３０－０４１０
北部保健福祉課 ９７６－８８０３ 東部保健福祉課 ９４０－２５７２
神辺保健福祉課 ９６２－５００５
沼隈支所 (保健福祉担当) ９８０－７７０４
新市支所 (保健福祉担当) (０８４７) ５２－５５１５

衛生管理

感染症の予防について

[問い合わせ]

健康推進課 ９２８－３４２１ 松永保健福祉課 ９３０－０４１４
北部保健福祉課 ９７６－１２３１ 東部保健福祉課 ９４０－２５６７
神辺保健福祉課 ９６２－５０５５
沼隈支所 (保健福祉担当) ９８０－７７０４
新市支所 (保健福祉担当) (０８４７) ５２－５５１５

ごみ・し尿の処理について

◆ ごみの処理について

[問い合わせ]

【収集について】

廃棄物対策課 ９２８－１０７３
南部環境センター ９５４－２１２５
西部環境センター ９３０－０４１１
北部環境センター ９７６－８８０９
東部環境センター ９４０－２５７３

【受入について】

環境施設課 ９５４－４１７０

◆ し尿の処理について

[問い合わせ]

廃棄物対策課 ９２８－１０７４

その他

災害により住居を失った場合、一定期間、市営住宅に入居することができます

◆ 災害による市営住宅への入居について

[問い合わせ]

住宅課 ９２８－１１０１